

第1章 総則

(目的)

第1条 当規約は、一般社団法人スマートサウンドデザインソサエティ（以下「本法人」という）の会員制度について定めるものとする。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会したものが、会員として行う一切の行為に適用されます。

第2章 会員資格

(会員)

第3条 当法人の会員は次の3種として、当法人の目的に賛同し、本規約を承諾し且つ当法人の理事会の承認を得たものを条件とします。

(1) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人

(3) 特別会員 当法人の事業を賛助するために入会した学会、公共団体

2 前項の個人会員と法人会員は一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員となります。

(入会申込)

第4条 当法人に入金を希望する個人または法人は、当法人宛に所定の入会申込書を電子メールにて送付して行います。その他の方法による入会申込みは原則として受け付けておりません。

(入会審査)

第5条 入会申込みがあった場合、当法人は入会審査のための臨時の理事会を開催し、入会の承認をするか否かを決定します。

2 入会審査のための臨時の理事会は、電子メール、電子会議、電話その他の方法において行うことがあります。

3 入会審査に必要な限りにおいて、当法人は入会申込者に対し質問その他必要な資料の提出を求めることがあります。

4 当法人は入会申込者に対し、第1項の入会審査理事会の決定を電子メールにて通知します。入会承認者に対しては併せて会員番号を発行します。

(会費と会費の支払い)

- 第6条 会費は、年会費のみとし入会金はありません。なお、年会費の額については、別途理事会にて定めた金額とする。
- 2 年会費の対象期間は、継続している会員は、4月1日から翌年3月31日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛に入会の承認メールを発信した日から当法人の事業年度末日までとします。
- 3 年会費の支払いは、当法人が指定する方法に基づき、年会費対象期間の開始1ヶ月以内に、当法人の指定銀行口座に振り込まなければなりません。
- 4 当法人事業年度の途中で入会した場合の年会費は、以下の通りとします。入会日付は、当法人が会員宛に入会の承認メールを発信した日付とします。
- a. 4月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、前1項に規定する年会費全額とします。
- b. 10月1日から翌年3月末日までに入会した場合の年会費は、前1項に規定する年会費の半額とします。
- 5 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金致しません。

(会員資格有効期限)

- 第7条 会員資格有効期間は、前第6条により支払った年会費の対象期間とします。
- 2 会員が、会員資格有効期間を1年間延長する場合は、当法人が会員宛に発行する年会費の請求書に基づき、4月末日までに年会費を支払う事とし、以後も同様とする。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失します。
- (1) 第9条大会の規定により退会した場合
 - (2) 第10条除名の規定により除名された場合
 - (3) 個人会員にあつては、本人が成年被後見人もしくは非補佐人になった場合、または死亡もしくは失踪宣言した場合
 - (4) 法人会員にあつては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別精算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
 - (5) 当法人が認めた団体の法人会員にあつては、会員である団体が解散または消滅した場合
 - (6) 年会費の支払いを、会員資格有効期限を過ぎて2ヶ月以上滞納した場合

(7) 当法人が解散した場合

- 2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費ほか当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。

(退会)

- 第9条 会員は、当法人に対し電子メールによる退会の申し出をする事によりいつでも退会することができます。但し、1ヶ月以上前に当法人に対し予告するものとします。

(除名)

- 第10条 当法人は、会員が次の各号の一に該当すると当法人が認めた場合、会員を除名することができます。

- (1) 当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為があった場合
- (2) 会員としての品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) 会員として適当でないと判断した場合

- 2 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとし、除名した会員にはその旨を通知します。

(変更の届出)

- 第11条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届け出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく電子メールにより変更手続きを行うものとします。

- 2 当法人は会員が前項の変更手続きを行わなかった事によって生じた不利益については一切の責任を負いません。

第3章 会員の権利と義務

(会員の権利)

- 第12条 第3条に定める個人会員、法人会員、特別会員は次に挙げる事項についての権利を有します。

- (1) 当法人が主催するシンポジウム、セミナー、講演会等に会員価格（無料の場合もあります）にて参加することが可能です。
- (2) 当法人が発信する各種情報の提供を受けることが出来ます。

- (3) 会員の種別に応じ、その他別紙に記載された様々なサービスが受けられます。

(会員情報の取り扱い)

第13条 会員及び入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報(以下「会員情報」とします)を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

- (1) 第5条に定める入会審査
- (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者へ委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
- (4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合

2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 適切且つ適法な手段によって取り扱うこと
- (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
- (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

(著作権)

第14条 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成した著作物の著作権者は、当法人とします。この著作物とは、各種報告書、記録資料、課題資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、テキスト資料、議事録等一切の成果物などをいいます。

2 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成したソフトウェアプログラム等の著作物の著作権は当法人とします。

3 サービスによって提供される情報を当法人の許可無く、複製、編集、加工、発信、販売、出版、その他のいかなる方法においても、著作権法に違反して、使用することを禁止します。

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

(禁止事項)

第15条 会員は、次に定める行為をしてはなりません。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること。
- (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと、この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのなし情報を言います。
- (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること。
- (4) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること。
- (5) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれがある行為。

2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有しません。

(損害賠償)

第16条 会員は、前15条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければなりません。

(免責)

第17条 当法人は、次にあげる事項に関しては一切の責任を負わないものとする。

- (1) 会員が当法人のウェブサイトを利用する事によって何らかのトラブルや損害が生じた場合
- (2) 当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- (3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第5章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第18条 当法人は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

(付則) 本規約は、平成27年4月1日より施行します。

一般社団法人スマートサウンドデザインソサエティ